

2020年5月13日

衆議院内閣委員会

委員長 松本 文明 様

住 所 東京都千代田区神田三崎町 2-19-8 杉山ビル 2F  
千代田区労働組合協議会 気付

団体名 北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会  
事務局 福島清、根岸正和、水久保文明



**【要請事項】**

国家公務員法等の一部を改正する法律案から「検察庁法の一部改正」案（第4条関係）を分離し、法務委員会において慎重な審議が行われるよう要請します。

**【要請の趣旨】**

4月16日に審議入りした「検察庁法の一部改正法案」は、①検察官の定年を検事総長と同じ65歳に段階的に引き上げる、②63歳に達した次長検事、検事長、検事正、上席検事に役職定年制を導入する、③検察官の定年延長（勤務延長）を内閣ないし法務大臣の判断で認める、④次長検事、検事長、検事正、上席検事ら役職者は、原則として63歳で役職を退くが、内閣ないし法務大臣が必要と判断した場合は、63歳を超えて役職にとどまることができる、との内容です。

このうちの③と④は、検察官の政治権力からの独立を侵害し、権力の私物化をさらに強め、法の支配を壊す恐れがあります。

この改正法案には、日本弁護士連合会から反対するとの会長声明が出され、法曹界から強く反対する声が強くなっています。また、

ネットでの署名でも短時間で多数の賛同が寄せられているように、市民の間にも不安の声が高まっています。

このような事情を考慮いただき、国家公務員法等との「束ね法案」の扱いではなく、検察庁法改正法案を分離し、法務委員会で慎重審議いただくようお願いいたしますよう要請します。

以 上